

西東京市交通安全計画策定に関する方向性の整理

●前計画の目的

市民が安全で安心して生活できる交通事故のない「まち」を実現することを目的とする。

【重点施策】

- ・高齢者の交通安全の確保
- ・子どもの交通安全の確保
- ・自転車の安全利用の推進
- ・二輪車事故の防止
- ・飲酒運転の根絶

【分野別施策】

- ・道路交通環境の整備
- ・交通安全意識の普及及び徹底
- ・救助・救急体制の整備
- ・被害者の支援
- ・公共交通の安全確保



《第 11 次東京都交通安全計画（令和 3 年 4 月）》



《西東京市 関連計画》



《交通事故発生状況》



《道路交通法改正内容や交通安全に係る国・東京都の動向》

●新計画策定の方向性

- ・計画の目的については、新計画が前計画の内容を踏襲することから、前計画から引続き“市民が安全で安心して生活できる交通事故のない「まち」を実現する”と設定する。
- ・また、「重点施策」「分野別施策」についても前計画の内容を継続したうえで、第 11 次東京都交通安全計画に新たに追加された重視すべき視点を重点施策として取り入れる。
- ・なお、「重点施策」「分野別施策」に紐づく交通安全に関する取組については、前計画に位置づけていた市の既存の交通安全に関する取組を基本としつつ、近年の交通事故の状況や法令改正及び国・東京都の動向を整理したうえで、新しい生活様式の定着に伴う市民の行動変容なども加味した新たな視点を加えて設定する。